原 産 品 申 告 明 細 書

（米国協定）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 仕入書の番号及び日付 | |
| 2. 原産品申告書における産品の番号 | 3. 産品の関税分類番号 |
| 4. 適用する原産性の基準  □WO　　□PE　　□PSR　　□DMI | |
| 5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 | |
| 6. その他の特記事項 | |
| 7. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所  （代理人の氏名又は名称及び住所又は居所）  　　　作成日　　　年　　　　月　　　　日 | |

※WO：完全生産品、PE：原産材料のみから完全に生産される産品、PSR：品目別原産地規則を満たす産品、DMI：僅少の非原産材料

（規格Ａ４）

記載要領

1. 原産品申告明細書は、原産品申告書の産品毎に作成する。
2. 「原産品申告書における産品の番号」欄には、原産品申告書中「産品の概要」における産品の欄の番号等、原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記載する。
3. 「適用する原産性の基準」欄において、適用する基準にチェックを付す。
4. 「原産性の基準を満たすことの説明」欄には、原産品の種類に応じて必要とされている基準を満たしていることを、以下のような事実に基づいて説明する。

（注１）以下の記述は例示であり、どのように原産性の基準を満たしているのかについての説明が記載されたものであれば、以下の例示に限定されるものではないので留意。

* 完全生産品：当該産品が、米国協定において完全に得られた産品であることを確認できる事実
* 原産材料のみから完全に生産される産品：すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が適用する協定上の原産品であることを確認できる事実
* 品目別原産地規則を満たす産品：非原産材料が規定された規則を満たすことを確認できる事実
* 関税分類の変更を求める基準：非原産材料が品目別原産地規則に規定された関税分類の変更を満たしていることを確認できる事実

（注２）適用する関税分類変更に応じた関税率表番号の桁数とすることに留意。また、例えば、４桁変更の規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（２桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は２桁までで足りるので留意。

* 非原産材料の価額割合に関する基準：非原産材料の価額の産品の価額に占める割合が、品目別原産地規則に規定されている一定の割合を超えていないことが確認できる事実

（注３）計算に使用する原産材料及び非原産材料の価額とは輸出締約国における価額とし、非原産（一次）材料の価額は輸出締約国に輸入された際のCIF価額である。これらの価額が不明な場合には当該材料を産品の生産者が仕入れた価額とする。また、該当する非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて当該非原産材料の価額割合が基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載する必要はないので留意。

* 特定の加工等を求める基準：品目別原産地規則に定める特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる事実

※僅少の非原産材料の規定を適用した場合：非原産材料が規定された基準を満たさない場合に、一定の価額の割合を超えていないこと示すために必要となる事実

（注４）「原産性の基準を満たすことの説明」欄への記入にあたり、欄が不足する場合には別添のとおりとして、別紙にその説明となる事実を記載し、提出することも可。

（注５）上記の事実について、既存の資料がある場合には、当該資料に5.欄以外の事項を付記したものを提出することも可。

1. 本明細書は、輸入者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。
2. 原産品申告明細書は日本語で作成する。